特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和5年4月1日

標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

				<u>外子下哪么一些正的力</u>
通し番号	該当ページ (改正版要 領)	該当行	現行	改正後
			解釈通知	解釈通知
			第一 技能実習計画の認定の基準	第一 技能実習計画の認定の基準
			一 技能実習の内容の基準	一 技能実習の内容の基準
			1 技能実習生について	1 技能実習生について
			(2)日本語能力要件(告示第1条第1号)	(2)日本語能力要件(告示第1条第1号)
1	P4	25 行目	① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同	① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同
			等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に	等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に
			掲げる者であること。	掲げる者であること。
			· 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基	· 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基
			金及び公益財団法人日本国際教育支援協会	金及び公益財団法人日本国際教育支援協会
			が実施する日本語能力試験をいう。以下同	が実施する日本語能力試験をいう。以下同

- じ。)のN3、N2又はN1に合格している者
- ・ 平成 22 年3月 31 日までに実施された日本語 能力試験において、3級、2級又は1級に合格し ている者
- ・ J. TEST実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。)のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
- ・ 平成 31 年3月 31 日までに実施されたJ. TE ST実用日本語検定のE-Fレベル試験において 350 点以上取得している者又はA-Dレベル試 験において 400 点以上取得している者
- ・日本語NATーTEST(株式会社専門教育出版が実施する日本語NATーTESTをいう。以下同じ。)の4級、3級、2級又は1級に合格している者
- ・介護のための日本語テスト(内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。)に合格している者

- じ。)のN3、N2又はN1に合格している者
- ・ 平成 22 年3月 31 日までに実施された日本語 能力試験において、3級、2級又は1級に合格し ている者
- ・ J. TEST実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。)のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
- ・ 平成 31 年3月 31 日までに実施されたJ. TE ST実用日本語検定のE-Fレベル試験において 350 点以上取得している者又はA-Dレベル試 験において 400 点以上取得している者
- ・日本語NATーTEST(株式会社専門教育出版が実施する日本語NATーTESTをいう。以下同じ。)の4級、3級、2級又は1級に合格している者
- ・介護のための日本語テスト(内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。)に合格している者

(新設)

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

- ② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
 - ・日本語能力試験のN2又はN1に合格している 者
 - ・ 平成 22 年3月 31 日までに実施された日本語 能力試験において、2級又は1級に合格してい る者
 - ・ J. TEST実用日本語検定のD-Eレベル試験 において 500 点以上取得している者又はA-C レベル試験において 600 点以上取得一している者
 - ・ 平成 31 年3月 31 日までに実施されたJ. TE ST実用日本語検定のA-Dレベル試験におい て 400 点以上取得している者
 - ・ 日本語NATーTESTの3級、2級又は1級に合格している者

・ 国際交流基金日本語基礎テスト(独立行政法 人国際交流基金が実施する、国際交流基金日 本語基礎テストをいう。)に合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

- ② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
 - ・日本語能力試験のN2又はN1に合格している 者
 - ・ 平成 22 年3月 31 日までに実施された日本語 能力試験において、2級又は1級に合格してい る者
 - ・ J. TEST実用日本語検定のD-Eレベル試験 において 500 点以上取得している者又はA-C レベル試験において 600 点以上取得一している者
 - 平成31年3月31日までに実施されたJ. TE ST実用日本語検定のA-Dレベル試験において400点以上取得している者
 - ・ 日本語NATーTESTの3級、2級又は1級に合格している者

			・ 介護のための日本語テストに合格している者	・ 介護のための日本語テストに合格している者
			なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有す	なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有す
			ると外国の政府及び関係機関が認める者等につ	ると外国の政府及び関係機関が認める者等につ
			いても、追加することがあるものであること。	いても、追加することがあるものであること。
2	P5	18	〇 告示第1条第1号の要件については、技能実習生に対し、技	○ 告示第1条第1号の要件については、技能実習生に対し、技
			能実習の区分に応じて、それぞれ一定の日本語能力を求める	能実習の区分に応じて、それぞれ一定の日本語能力を求める
			ものです。技能実習計画の認定を受けるためには、技能実習	ものです。技能実習計画の認定を受けるためには、技能実習
			生が以下のいずれかの試験を受験し、合格又は一定の点数を	生が以下のいずれかの試験を受験し、合格又は一定の点数を
			取得している必要があります。	取得している必要があります。
			· 日本語能力試験 (試験の詳細はHP:	・ 日本語能力試験 (試験の詳細はHP:
			<u>http://www.jlpt.jp/</u> を参照。)	<u>http://www.jlpt.jp/</u> を参照。)
			・ J. TEST実用日本語検定 (試験の詳細はHP: <u>http://j-</u>	· J. TEST実用日本語検定 (試験の詳細はHP: <u>http://j-</u>
			<u>test.jp/</u> を参照。)	<u>test.jp/</u> を参照。)
			・ 日本語NAT-TEST (試験の詳細はHP:	・ 日本語NAT-TEST (試験の詳細はHP:
			<u>http://www.nat-test.com/</u> を参照。)	<u>http://www.nat-test.com/</u> を参照。)
			・ 介護日本語能力テスト(解釈通知第一の一の1の(2)の①及	・ 介護日本語能力テスト(解釈通知第一の一の1の(2)の①及
			び②の介護のための日本語テストとして、株式会社ショウイン	び②の介護のための日本語テストとして、株式会社ショウイン
			及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構(JLCT)が実	及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構(JLCT)が実
			施するものをいう。以下同じ。)(試験の詳細は HP:	施するものをいう。以下同じ。)(試験の詳細は HP:
			<u>https://jlct.jp/kaigo_japanese_nouryoku.html/</u> を参照。)	<u>https://jlct.jp/kaigo_japanese_nouryoku.html/</u> を参照。)
			(新設)	· 国際交流基金日本語基礎テスト(試験の詳細は HP:
				https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html を参照。)

3	P7	4	【確認対象の書類】	[
			· 日本語能力認定書	
			* 日本語能力試験の場合	
			· J. TEST実用日本語検定成績証明書	
			* J. TEST実用日本語検定の場合	
			· 日本語NAT-TEST成績証明	-
			* 日本語NATーTESTの場合	
			・ 介護日本語能力テスト合格証明書	
			* 介護日本語能力テストの場合	
			(新設)	<u>.</u>
				_
			· 申請書類補正(追加書類提出)申告書(介護参考様式第1号)	
			* 書類の追完を行う場合	
			・ 日本語学習プラン(介護参考様式第 13 号)	
			* 第2号技能実習について技能実習生が日本語要件を満	
			たしてない場合	
			· 日本語要件申告書(介護参考様式第 14 号)	
			* 第2号技能実習期間中に、技能実習生が日本語要件を	
			満たした場合	
			【留意事項】	[
			〇「J. TEST実用日本語検定成績証明書」、「日本語NAT-T	
			EST成績証明」、「介護日本語能力テスト合格証明書」について	
			は、申請者がJ. TEST事務局、日本語 NAT-TEST 運営委員	

【確認対象の書類】

- 日本語能力認定書
 - * 日本語能力試験の場合
- · J. TEST実用日本語検定成績証明書
 - * J. TEST実用日本語検定の場合
- · 日本語NAT-TEST成績証明
 - * 日本語NAT-TESTの場合
- ・介護日本語能力テスト合格証明書
 - * 介護日本語能力テストの場合
- ・国際交流基金日本語基礎テスト判定結果通知書
 - * 国際交流基金日本語基礎テストの場合
- · 申請書類補正(追加書類提出)申告書(介護参考様式第1号)
 - * 書類の追完を行う場合
- ・ 日本語学習プラン(介護参考様式第13号)
 - * 第2号技能実習について技能実習生が日本語要件を満たしてない場合
- · 日本語要件申告書(介護参考様式第 14 号)
 - * 第2号技能実習期間中に、技能実習生が日本語要件を満たした場合

【留意事項】

○「J. TEST実用日本語検定成績証明書」、「日本語NAT-TEST成績証明」、「介護日本語能力テスト合格証明書」については、申請者がJ. TEST事務局、日本語 NAT-TEST 運営委員

会、JLCT 事務局から直接取り寄せていただく必要があります。お 取り寄せ方法の詳細については下記URLを参照して下さい。

· J. TEST実用日本語検定成績証明書

http://j-test.jp/immigration

· 日本語NAT-TEST成績証明

http://www.nat-

test.com/contents/institution score report.html

・介護日本語能力テスト合格証明書 https://jlct.jp/gouhi kekka.html

(新設)

○ 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)

三十年~ の 千手 米百	**************************************	確認書類の発		
試験の種類	試験実施時期 	行時期		
日本語能力試	7月(第1回)、	(受験地が国内		
験	12月(第2回)	の場合)		

会、JLCT 事務局から直接取り寄せていただく必要があります。また、「国際交流基金日本語基礎テスト判定結果通知書」については、申請者が予約時のサイトから印刷していただく必要があります。お取り寄せ方法等の詳細については下記URLを参照して下さい。

· J. TEST実用日本語検定成績証明書 http://i-test.jp/immigration

日本語NAT-TEST成績証明
 http://www.nat-
 test.com/contents/institution score report.html

・介護日本語能力テスト合格証明書 https://jlct.jp/gouhi kekka.html

・ 国際交流基金日本語基礎テスト判定結果通知書http://ac.prometric-jp.com/testlist/jfe/index.html

○ 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)

試験の種類 試験実施時期 確認書類の発 行時期

 1 [T	1	Т		I	1
		9月上旬(第1		日本語能力試	7月(第1回)、	(受験地が国内
		回)、		験	12月(第2回)	の場合)
		2月上旬(第2				9月上旬(第1
		回)				回)、
		(受験地が海外				2月上旬(第2
		の場合)				回)
		10 月上旬(第1				(受験地が海外
		回)、				の場合)
		3月上旬(第2				10 月上旬(第1
		回)				回)、
J. TEST実用	1月、3月、5	試験実施日の				3月上旬(第2
日本語検定	月、7月、9月、	約1か月後				回)
	11 月			J. TEST実用	1月、3月、5	試験実施日の
				日本語検定	月、7月、9月、	約1か月後
日本語NATー	2月、4月、6	試験実施日から			11 月	
TEST	月、8月、10	3週間以内				
	月、12月			日本語NAT-	2月、4月、6	試験実施日から
介護日本語能	2月、6月、10	試験実施日から		TEST	月、8月、10	3週間以内
カテスト	月	約2週間後			月、12月	
(新設)				介護日本語能	2月、6月、10	試験実施日から
				カテスト	月	約2週間後
	<u>'</u>			国際交流基金	概ね各月	試験実施日から
				日本語基礎テ		5営業日以内

						<u>자</u>	
4	介護参考 様式第1 号(告示 第1条第 1号関係)	記	②受験 した 験 類	 □ 日本語能力試験 (N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1) □ J. TEST実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験 (D-Eレベル ・ A-Cレベル) 平成31年3月31日以前に実施された試験 (E-Fレベル ・ A-Dレベル) □ 日本語NAT-TEST (4 		スト ②受験 したの種 類	□ 日本語能力試験 (N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1) □ J. TEST実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験 (D-Eレベル・ A-Cレベル) 平成31年3月31日以前に実施された試験 (E-Fレベル・ A-Dレベル)
		屋の	居住する国のやむを得	日本語NAI - IESI (4	ない等は験を受	居住する国 のやむを得	□ 日本語NAI - IESI (4 級・3級・2級・1 級) □ 介護日本語能力テスト □ 国際交流基金日本語基礎テスト □ サウイルス感染症の影響等に伴い、技能実習生の国・地域で日本語能力試験等が開催されていない等けない事情により、認定申請時点において試験を受ない場合は、②には受験予定の試験の種類を記載
			③に受験子合はその旨	をである旨を明記した上で受験予定日(未記載)を記入すること。また、④についてはなるの旨記載すること。なお、認定申請が受	に定の場 は、未定	し、③に受の場合はそ	を験予定である旨を明記した上で受験予定日(未定 この旨記載)を記入すること。また、④について である場合はその旨記載すること。なお、認定申請

		場合、その	受験の取りやめ等により認定申請の取下に理由を報告すること及び認定申請に係る ないことに留意すること。	, – , , ,	が受理された後に当該受験の取りやめ等により認定申請の取 下げを行う場合、その理由を報告すること及び認定申請に係 る手数料の返還はされないことに留意すること。			
5 介護参考 様式第 14号(告 示附則関 係)	記	②受験 したの 験類 等	 □ 日本語能力試験(N3・N2・N1) □ J. TEST実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験(A-Cレベル(600点以上)・D-Eレベル(500点以上)) 平成31年3月31日以前に実施された試験(A-Dレベル(400点以上)) □ 日本語NAT-TEST(3 級・2級・1級) □ 介護日本語能力テスト(新設) 		②受験 した 験の 類、 等	 □ 日本語能力試験(N3・N2・N1) □ J. TEST実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験(A-Cレベル(600点以上)・D-Eレベル(500点以上)) 平成31年3月31日以前に実施された試験(A-Dレベル(400点以上)) □ 日本語NAT-TEST(3 級・2級・1級) □ 介護日本語能力テスト □ 国際交流基金日本語基礎テスト 		